



山形県公報

平成21年8月11日（火）
第2067号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…903
- 都市計画の案の縦覧……………（都市計画課）…同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………（同）…904
- 同……………（同）…同

### 公 告

- 平成21年度クリーニング師試験の実施……………（保健業務課）…905

## 告 示

### 山形県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市坂野辺新田字地続山973番地の4
- 3 認可年月日  
平成21年7月31日

#### 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

### 山形県告示第743号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成21年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道
  - (2) 名 称 最上川流域下水道（村山処理区）
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期 間 平成21年8月11日から平成21年8月25日まで
  - (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに天童市役所
- 4 その他

この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

### 山形県告示第744号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成21年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道
- (2) 名 称 最上川流域下水道（村山処理区）

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

##### (1) 河北・東根幹線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 河北町谷地字下野及び字山王並びに東根市大字藤助新田字堀口、字中島、字小沼及び字前河原並びに大字野田字シタ地内

##### (2) 村山幹線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 村山市大字河島元杉島字川端及び字ウワ田並びに大字河島元塩川字横石及び字南谷地並びに東根市大字長瀨字八反及び字本楯地内

##### (3) 東根幹線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 東根市大字蟹沢字元林、字楯の越、字熊の堂、字土手脇、字羽黒堂、字北口及び字西並びに大字島大堀字島浦及び字島地内

##### (4) 尾花沢・大石田幹線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 尾花沢市大字尾花沢字上町、字南原及び字下新田、北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原、字東町、字野中沢、字小路、字本町、字四日町及び字日照畑、大字横山字中道、字寺下、字上ノ原、字源平原、字中島、字来迎寺原、字来迎寺及び字小菅道脇並びに大字田沢字小菅、字田前及び字小野原、村山市大字田沢字小野原、字大木沢、字大川端及び字岡沢、大字富並字境ノ目、字小滝原、字小滝、字上川口、字川口、字下川口及び字鷲ノ倉、大字長島字清水、字野山、字東原、字間堀及び字東、大字白鳥字朴ノ木森及び字小国沢、大字大楨字長峯、字北原、字秋山、字沖、字船橋、字野口、字鷲滝及び字川口、大字稲下字川口、字山ノ外、字平林、字堂ノ前及び字ノキハ、基点並びに大字大久保字稲ノ下、字高橋、字東、字市ノ町及び字下野並びに東根市大字長瀨字草野地内

#### 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成21年8月11日から平成21年8月25日まで
- (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに村山市役所、東根市役所、尾花沢市役所、河北町役場、大石田町役場及び天童市役所

#### 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

### 山形県告示第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成21年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 鶴岡都市計画道路
- (2) 名 称 3・2・1号道形櫛引線、3・3・3号外内島井岡線、3・4・2号鶴岡駅櫛引線、3・4・3

号羽黒橋加茂線、3・4・7号大宝寺狩川線、3・4・10号友江二才山線、3・4・13号南町馬町線、3・4・14号大山駅安良町線、3・4・15号山田善宝寺線及び3・5・3号三瀬楮浜線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

### (1) 3・4・3号羽黒橋加茂線

- イ 追加する部分 鶴岡市大東町、神明町及び苗津町地内
- ロ 削除する部分 鶴岡市大東町地内

### (2) (1)以外の9路線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 なし

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成21年8月11日から平成21年8月25日まで
- (2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

# 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成21年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成21年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

| 区 分     | 日 時                            | 場 所                  |
|---------|--------------------------------|----------------------|
| 学 科 試 験 | 平成21年11月5日（木）<br>午前10時から11時30分 | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 |
| 実 技 試 験 | 同<br>午後0時30分から                 | 同                    |

## 2 受験手続

受験願書を平成21年9月24日（木）から10月2日（金）までの間に最寄の総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては保健企画課生活衛生室）に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号山形県健康福祉部保健業務課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成21年10月2日（金）までの消印のあるもの限り有効とする。）。

## 3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては保健企画課生活衛生室）又は山形県健康福祉部保健業務課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

平成21年 8月11日印刷  
平成21年 8月11日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056